

国立大学法人東京医科歯科大学学内保育施設に関する規則

平成 22 年 2 月 15 日
規則 第 10 号

（設置）

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）に、本学職員、学生、文京区民等が養育する乳幼児の保育を行うための保育施設（以下「保育園」という。）を置く。

（目的）

第 2 条 この保育園は、本学の職員及び学生等の仕事や学業と子育ての両立支援に資すること並びに文京区との相互協力に関する協定に基づき、地域社会発展に寄与することを目的とする。

（保育園の名称等）

第 3 条 保育園の名称等は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
国立大学法人東京医科歯科大学 わくわく保育園	東京都文京区湯島 1－5－45	24 名

（運営の方針）

第 4 条 保育園は、子どもの安心安全を最優先しつつ、良質な水準かつ適切な内容の保育及び教育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 保育及び教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、子どもの意思及び人格を尊重して保育及び教育を提供するよう努める。

3 保育園は、入園した乳幼児（以下「園児」という。）の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市区町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設、その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（提供する保育及び教育の内容）

第 5 条 保育園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 29 年告示）及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育及び教育を提供する。

（業務の委託）

第 6 条 保育園における保育に関する業務及び本学が必要と認めた運営に関する業務は、外部委託により行う。（以下外部委託により保育園に係る業務を行う者を「委託者」という。）

(職員の職種、人数及び職務内容)

第7条 保育園が保育及び教育を提供するにあたり配置する職員（以下「保育園職員」という。）の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、人数は入園人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長）（常勤） 1人

施設長は、保育及び教育の質の向上及び保育園職員の資質の向上に取り組むとともに、保育園職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 9人以上

保育士は、保育計画及び全体的な計画の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 栄養士（兼調理員） 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(4) 医師及び歯科医師 各1人

医師及び歯科医師は、保育園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、保育園職員及び保護者への相談及び指導を行う。

2 前項第1号から第3号に掲げる保育園職員は、委託者が配置する。

3 第1項第4号に掲げる保育園職員は、本学が配置する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 保育園職員は、保育及び教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡をするとともに、前条第1項第4号に掲げる医師又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

2 保育及び教育の提供により事故が発生した場合は、保育園職員は、本学、委託者及び保護者に連絡し、必要な措置を講じる。本学は、保育園職員より事故発生連絡を受けた場合は、速やかに文京区子ども家庭部幼児保育課に連絡する。

3 園児に対する保育及び教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、委託者は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第9条 委託者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に保育園職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第10条 委託者及び保育園職員は、園児の人権の擁護及び虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 保育園職員による園児に対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための保育園職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 前項第2号における虐待等の行為とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をいう。

3 委託者及び保育園職員は、保育及び教育の提供中に、保育園職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、文京区子ども家庭部幼児保育課、児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）

第11条 委託者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 委託者は、苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情の申出者との話し合いによる解決に努め、必要な改善を行う。

3 委託者は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

4 委託者は、必要に応じて苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について本学に報告する。

（安全対策と事故防止）

第12条 委託者は、安全かつ適切に、質の高い保育及び教育を提供するために、保育園職員が行うべき事故防止及び事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 委託者は、事故発生防止のための委員会の設置及び保育園職員に対する研修を実施する。

3 委託者は、厚生労働省が策定する保育所におけるアレルギー対応ガイドライン及び東京都が策定する食物アレルギー緊急時対応マニュアルに則り、アレルギー食対応マニュアルを策定し、それに基づき、保育園職員が適切な対応を行うように努めさせる。

4 委託者は、前3項で策定したマニュアル、整備した体制及び行った研修の内容を本学に報告する。

5 委託者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じるとともに、それら内容を本学に報告する。

6 委託者は、事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、本学に報告し、本学は委託者より事故の報告が入った場合は、速やかに文京区子ども家庭部幼児保育課に報告する。

7 本学は、前3項において委託者の対応等に不備又は不足があれば、委託者に是正を勧告する。

8 委託者は、前項において是正勧告を受けたとき、該当箇所を見直して是正に努め、是正した点を本学に報告する。

（健康管理及び衛生管理）

第13条 保育園では、園児に対して、利用開始時の健康診断、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。ただし、0歳児については健康管理の徹底を図るため、月1回以上の健康診

断を実施する。

- 2 委託者及び保育園職員は、感染症や食中毒が発生しないように、また、まん延しないように、国の保育所における感染症対策ガイドラインに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。
- 3 委託者及び保育園職員は、感染症がまん延したとき及び食中毒が発生したときは、ただちに本学に報告する。

（業務の質の評価）

- 第14条 委託者は、厚生労働省の保育所における自己評価ガイドラインに規定する保育及び教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育及び教育の質の向上を目指す。
- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回行い、その結果を公表する。
 - 3 東京都の東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）に規定する外部による評価については、東京都福祉サービスの第三者評価を3年に1回受審し、その結果を公表する。

（秘密の保持）

- 第15条 委託者、保育園職員及び本学は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持しなければならない。
- 2 委託者及び本学は、退職した職員について、退職後も同様に秘密を保持させることとする。

（記録の整備）

- 第16条 委託者は、保育及び教育の提供に関する次の各号に掲げる記録を作成及び整備する。
- (1) 保育及び教育の実施に当たっての計画
 - (2) 提供した保育及び教育に係る提供記録
 - (3) 市区町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 保育所児童保育要録
- 2 前項各号に掲げる記録は、国立大学法人東京医科歯科大学法人文書管理規則（平成23年規則第50号）第13条の規定に基づき、保存期間を定めるものとする。

（管理運営の統括）

- 第17条 保育園の管理運営は、学長が指名する職員（以下「担当職員」という。）が統括する。

（運営委員会）

- 第18条 本学に、保育園の重要事項を審議するため、保育園運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（組織）

- 第19条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 担当職員
 - (2) 総務部長
 - (3) 人事労務課長
 - (4) 学生支援・保健管理機構事務部長
 - (5) 保育園の施設長
 - (6) 園児の保護者の代表 1 名
 - (7) 本学の役員又は職員以外の者で、社会福祉事業について知識及び経験のある者若干名
 - (8) その他担当職員が必要と認めた者若干名
- 2 第 1 項第 6 号から第 8 号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 20 条 運営委員会に委員長を置き、担当職員をもって充てる。

- 2 委員長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。
- 4 議長に事故があるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。
- 5 委員長は前条第 1 項第 1 号及び第 8 号の委員の中から、第 7 条第 1 項第 4 号に定める職務を遂行する者（以下「健康診断等担当委員」という。）を指名する。
- 6 委員長は第 7 条第 1 項第 4 号に定める職務について、健康診断等担当委員の他に、本学の医師又は歯科医師に協力を求めることができる。

(審議事項)

第 21 条 運営委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 保育園の管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 保育園の利用に関すること。
- (3) 利用者の募集及び決定に関すること。
- (4) 入園者の選考基準に関すること。
- (5) 保育料に関すること。
- (6) その他保育園の管理運営に関すること。

(議事)

第 22 条 運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 23 条 運営委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第24条 保育園の管理運営及び運営委員会に関する庶務は、総務部人事労務課において処理する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、保育園の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成23年4月15日規則第53号）

この規則は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月21日規則第39号）

この規則は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年1月23日規則第4号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第76号）

この規則は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月7日規則第39号）

この規則は、令和2年4月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。